

安倍内閣の集団的自衛権行使容認に 関する研究

呉明上

(義守大学マスメディア学科教授)

【要約】

安倍政権は2014年7月1日、憲法に関する政府の解釈を変更し集団的自衛権を限定的に行使できるとする閣議決定を行った。その後、自民公明両党は2015年3月20日、与党協議会を開催し、安全保障法制整備の具体的な方向性を定めた共同文書に合意、5月中旬に関連法案を閣議決定し国会に提出した。安倍政権は集団的自衛権の行使は許されないとしてきた従来の政府統一見解を変更し、日本の防衛政策に重大な変革をもたらした。

本研究では、安倍首相のイニシアチブは政府の統一見解を変える促進要因ではあるものの、連立与党である公明党がブレーキ役を果たしていることも軽視できないことが分かった。公明党は1972年の政府見解を解釈変更の根拠に新たな「武力の行使の三要件」を導き出し、これを「限定的な集団的自衛権」行使の前提とすることを主張した。そして、公明党の国会における議席数が法案成立の鍵を握っており、公明党が影響力を発揮する主な要因となっている。

キーワード：安倍内閣、公明党、集団的自衛権、内閣法制局、閣議

一 はじめに

第2次安倍内閣は2014年7月1日の臨時閣議で、従来の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を限定的に認める閣議決定を行った。自民党と公明党は続いて与党協議会を開催して異なる意見をすり合わせ、安全保障法制整備について合意した。これと同時に安倍首相が内閣官房国家安全保障局の下に法案作成チームを立ち上げ、法整備が進められた。

自民公明両党は2015年3月20日、安保法制の方向性を示した共同文書「安全保障法制整備の具体的な方向性について」をとりまとめた。また、同年4月12日に統一地方選挙、4月26日に安倍首相の訪米など、重要イベントが控えていたことから、両党が合意に達していない部分については統一地方選終了後、関連法案を起案する際に再協議が行われた。そして、5月中旬、安保法制の関連法案が閣議決定し国会に提出された。

集団的自衛権に関するこれまでの政府解釈は「我が国は主権国家である以上、集団的自衛権を保有しているが、集団的自衛権の行使については、必要最小限の範囲を超えるため、認められない」というものであった。これに対し安倍政権の決定は戦後日本の安全保障政策を大きく変えるものであり、同時にアジア太平洋地域における安全保障環境にも影響を与える。本論では集団的自衛権に焦点を当て、安倍政権の意思決定におけるイニシアチブ、および公明党の役割について検討する。まずはこれまでの日本政府の自衛権に対する論述の脈絡を概観し、何故安倍政権は「今」憲法解釈の変更に踏み切るのかを論述する。次に安倍政権が政府統一見解を変更する過程を検討し、さらに公明党が果たすブレーキの役割についても分析する。そして最後に本論の結論を述べる。

二 何故「今」憲法解釈を変更するのか

国連憲章第51条および日米安全保障条約の前文では、日本が国連加盟国又は主権国家として、個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを認めている。国の最高法規である日本国憲法第9条では、陸海空軍その他の戦力の保持を禁じ、国の交戦権も認めていないが、自衛権（個別的自衛権であれ集団的自衛権であれ）に関しては前文部分にも条文内容にも明文規定がない。つまり明文で否認されていない。このことから、日本が自衛の権利を有するか否か、自衛権を行使できるか否かは、戦後の日本の防衛力の構築過程において重要な論争点となってきた。

戦後、日本の防衛力あるいは日米防衛体制に重大な変化が生じるたびに、日本政府が示す憲法解釈もそれに合わせて変更された。反対に、憲法解釈が変更された時は、日本の防衛力あるいは日米防衛体制に重大な変化があったということである。本章では、戦後の日本政府の自衛権に対する統一見解の変遷を概観し、日本の防衛力あるいは日米安全保障システムの変化を把握することにより、安倍政権が何故「今」従来の統一見解を変更するのかを理解したい。以下に日本政府の憲法に対する統一見解の変遷の脈絡について、5段階に分けて説明する。

1 制憲時期と自衛戦争の否定

第二次世界大戦終結後、日本を単独占領した米軍は、日本の軍国主義が復活しないよう「非軍事化」を日本統治の基本的価値観に据えた。アメリカ主導の下で制定された日本国憲法第9条の規定は指標的な政策方針となった。日本国憲法第2章第9条第1項では「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権

の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、第2項は「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定され、日本国憲法は「平和憲法」と賞賛されている。

しかし、1946年6月26日の帝国議会衆議院本会議で、日本進歩党の原夫次郎議員が次のような質問をした。「我が国が武力攻撃を受けた場合に、我が国の自衛権までも放棄しなければならないのか。そうでないなら、自衛権確立には陸海空軍その他の武力の準備が必要であるが、これは戦争放棄（憲法草案第9条）とはジレンマにある問題である。」これに対して当時の吉田茂首相は次のように答弁した。「戦争放棄に関する規定は日本の自衛権保有を否定するものではない。しかし9条において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものである。……近年の戦争は多く自衛権の名において戦われた。第9条は日本が好戦国ではないことを証明する。各国の疑惑を払拭するために、第9条の規定は必要である。」また、吉田茂は続けて「第9条の戦争放棄に関する規定は直接には自衛権を否定していない」とも述べた¹。

吉田茂の答弁から、日本政府は憲法第9条が日本の自衛権の保有を否定するものではなく、自衛戦争の放棄は政治的宣言であると解釈していることが分かる。当時の日本はアメリカ軍の占領下で武装解除の状態にあり、日本の安全はアメリカによって守られていたことから、実際問題として日本は自衛戦争が起きるような状態になか

¹ 新井章「憲法50年争論史」『別冊世界ハンドブック新ガイドラインって何だ?』（東京：岩波書店、1997年）、118ページ。

った。

2 朝鮮戦争、独立および自衛戦争

1950年6月25日、朝鮮戦争が勃発し在日米軍が朝鮮半島へ出兵したことから、日本の防衛は空白状態となった。そこで、連合国軍最高司令官マッカーサー元帥は同年7月8日、警察予備隊75,000名の創設と海上保安庁8,000名増員を日本政府に指示した。ただ、「警察」予備隊と呼ばれてはいたものの、実際は装備に重機関銃、迫撃砲、榴弾砲、戦車、航空機が含まれていた上、隊員は退役軍人で構成されており、装備面においても人材面においても一般的な軍隊と相違なかった²。朝鮮戦争情勢が変化する中、日米両国は1951年9月8日、サンフランシスコ平和条約に調印し、同時に東アジアの平和と安全の維持のため日米安全保障条約にも調印した。この2つの条約は共に翌年4月28日に発効し、これにより日本も独立を回復した。

この2つの条約について国会で審議をしている時、日本は既に事実上再武装しており、間もなく独立も回復する上、周辺的安全保障環境も脅かされていた。このため、「日本が自衛のために戦う権利を有するか否か」について、この時期の日本政府の見解に微妙な変化が現れた。1951年10月19日の「衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会」において吉田茂は、「自衛権がある以上は、国自身の独立を保護するためにあらゆる手段をとるということは、これは自衛権の範囲である。それが戦争になったといったところが、いたし方ない」と述べている³。

² 前田哲男『日本の軍隊（下）』（東京：現代書館、1994年）、35ページ。

³ 第12回国会衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会議録第4号（1951年10月19日）、11ページ。

3 治安部隊と戦力

朝鮮戦争が激化する中、日本は独立を回復し、米軍による占領は終わりを迎えた。これにより警察予備隊令などの「ポツダム政令」の管理法令は失効する。そこで、日本政府は1952年7月、保安庁法を成立させた。3か月の調整期間を経て、10月に警察予備隊を改編した保安隊を正式に発足させ、その任務を保安庁法第4条に規定した。同条文では警察予備隊令にあった「警察力の不足を補う」という文言が削除され、保安隊の任務を「わが国の平和と秩序を維持し、人命および財産を保護する」と明記している。保安隊は英訳では「National Safety Forces」と表記され、国家保安軍という意味がある。このような変化は、保安隊は軍隊ではないか、あるいは憲法第9条の規定に抵触しているのではないかという疑問を自然と引き起こした。

これについて吉田茂内閣は1952年11月25日に法制局を通して、「憲法第9条は戦力の保持を禁止している。しかし戦力に至らざる程度の実力を保持し、これを直接侵略防衛の用に供することは違憲ではない。保安隊の本質、装備、編成を見ると、それは近代戦争遂行に役立つ程度に達しておらず、故に憲法で禁止している戦力に当たらない」との統一見解を示している⁴。

4 自衛隊と必要最小限度

「日米相互防衛援助協定」が1954年5月1日に批准され、日本は徐々に防衛力を強化するよう義務付けられた。日本政府は同年6月9日、防衛2法（防衛庁設置法、自衛隊法）を公布し、保安隊は7月1

⁴ 岡田直之「再軍備の政治的展開と国民世論の動向（上）」『成城文藝』第41巻（1965年12月）、10ページ。

日、自衛隊に改編された。「自衛隊法」第3条には自衛隊の任務について「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とする」と明記されている。自衛隊法の成立は日本の防衛力を正式に「保安」的性格から「国を守る」軍隊的性格へとシフトさせ、しかもこの防衛力は既成事実であった。日本政府はこの既に存在している防衛力に「必要最小限度」との見解を示した。

鳩山一郎内閣は1954年12月22日、「日本は自衛隊を保有する。従って自衛のための必要最小限度の実力を保持することは憲法に違反するものではない。……憲法が禁止する戦力とは自衛のための必要最小限度を超える実力を指す」との統一見解を示した⁵。日本政府は「必要最小限度」という論述により自衛隊に合法性を与えた。

5 日米同盟と集団的自衛権の否定

1980年代から米ソ冷戦が激化した。これに伴い日米同盟はさらに緊密度を増した。1979年ソ連がアフガニスタンに侵攻すると、アメリカはソ連への穀物輸出を削減し、ハイテク製品と戦略物資の禁輸措置を実施した。また同盟国に1980年のモスクワ五輪ボイコットを呼びかけたことから、両国の関係はいよいよ悪化した。一方、日米関係は、1980年に日本の海上自衛隊が「環太平洋合同演習」に初めて参加⁶、1981年5月8日の日米首脳会談の後には、鈴木善幸首相が

⁵ 朝雲新聞社『防衛ハンドブック』（東京：朝雲新聞社、1996年）、423ページ。

⁶ 環太平洋合同演習は1971年に開始され、米国、カナダ、豪州、ニュージーランドが参加。演習の目的は参加国間の共同作戦能力の向上にある。原則として、2年に一度実施される。1980年の参加国は米国、カナダ、豪州、日本。2014年は参加国が22に上り、過去最大の規模となった。中国も演習に参加したほか、日本は海上自衛隊に加えて、陸上自衛隊も参加した。

1,000 海里シーレーンの防衛を日本が行うと表明した。1,000 海里とは北西太平洋までカバーできることから、日本の領域を明らかに超えており、戦後の日本防衛政策の原則である「専守防衛」も逸脱するものである。

このような背景から、日米共同作戦が憲法第9条の規定に抵触するか否か、特に日米共同防衛という概念の下、集団的自衛権を行使できるか否かが、国会論議の焦点となった。日本政府は1981年5月29日、衆議院議員稲葉誠一の質問に対し、「集団的自衛権と憲法の関係」について正式な答弁書を提出した。同答弁書には「国際法上、国家は集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有している。わが国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」⁷との見解が示されており、この見解がその後定着した。

上述の説明から、日本の防衛力の構築および日米の安全保障関係の強化に伴い、日本政府の自衛権と憲法の関係に対する見解に微妙な変化が現れていることが分かる。

安倍晋三は、2012年に再び政権を握って以降、中国の台頭、北朝鮮の核開発と弾道ミサイルの脅威、テロ活動の活発化、および尖閣諸島と東シナ海ガス田をめぐる紛争など、不安定要素を常に抱えている。加えて、アメリカは「リバランス」戦略を推進し、国防予算

⁷ 朝雲新聞社、前掲書、450-451 ページ。

を大幅に削減して、同盟国の米軍に対する依存を見直している。アメリカは日本の集団的自衛権の行使容認に対して指示を表明している⁸。日本は安全保障情勢の変化に今後如何に対応していくのか。安倍首相の重要な課題となっている。

三 安倍首相のイニシアチブ

安倍晋三は1954年、東京都に生まれた。父方の祖父は日本進歩党に所属した衆議院議員の安倍寛、母方の祖父は日米安全保障条約を改定した岸信介元首相で、父は元外務大臣、元自民党幹事長の安倍晋太郎という政治家一族である。安倍晋太郎が1991年5月に亡くなると、安倍晋三は父の地盤を受け継ぎ1993年7月の衆議院議員総選挙で初当選を果たし、以来今日（2015年）まで連続8回当選している。

安倍晋三の政治キャリアもまた順風満帆である。2000年7月に森喜朗首相に内閣官房副長官に任命されると、2001年4月、小泉政権が誕生した後も引き続き内閣官房副長官を務め、2003年9月には事実上のナンバー2のポストと目される自民党幹事長に抜擢され、首相候補となった。2005年10月に発足した第3次小泉改造内閣では内閣官房長官に任命され、首相の政策推進を直接補佐した。2006年9月、安倍晋三は自民党総裁に選出され、第90代内閣総理大臣に就任した。その翌年、健康状態を理由に首相を辞任したものの、2012年9月に再び自民党総裁に選出され、同年12月の衆議院議員総選挙で自民党と公明党を率いて政権を奪還し、自民党結党以来初めて内閣総理大臣に再就任した。

⁸ 「集団的自衛権『歓迎』オバマ大統領表明 公明に焦り 日米首脳会談」『朝日新聞』、2014年4月25日、4ページ。

安倍晋三は総理就任以前から日本は集団的自衛権を行使できないとする政府統一見解に疑問を呈しており、現行の日米同盟の「片務性」を解消し、日本の防衛上の役割を強化すべきと主張していた。

例えば、1999年4月1日の「日米防衛協力のための指針に関する特別委員会」で安倍晋三は、「今の政府、内閣法制局の見解によると、日本は個別的自衛権があり、また行使もできるが、集団的自衛権については、持っているけれども行使はできない、権利はあるけれども行使はできないというのは『極めて珍妙な新発明』」だと発言している。また、岸信介首相の国会答弁での意見も引用し「国連憲章に独立国は個別的または集団的自衛権を有すると明記してある。日本は独立国家であり当然同権利を持つ。しかし、日本の憲法を見ると、自衛隊が海外まで出かけて行ってその国を防衛するということは禁止をしている。外国まで出かけて行ってその国を守るという典型的な例は禁止をしているが、しかし集団的自衛権というのはそういうものだけではない」と述べた⁹。これらの発言は安倍が現行憲法の規範のもとで日本が集団的自衛権を行使する余地があると考えていることを意味する。安倍はまた、外交ブレーン岡崎久彦との共同著書の中で「私の祖父岸信介は1960年に日米安保条約を改定した。……同条約は片務条約であり双務条約ではない。日米安保をより持続可能なものとするため、双務性を高めるべきである。双務性を高めることによって日本もアメリカに主張を述べることができるようになる。これも当時の祖父の考えであると思う。……我々は新たな責任を負っている。つまり日米安全保障条約を双務条約に改定すること

⁹ 第145回国会衆議院日米防衛協力のための指針に関する委員会議録第5号（1999年4月1日）、14ページ。

である」と主張している¹⁰。現行の日米安全保障条約第5条の規定によると、アメリカには日本防衛の義務があるのに対して、アメリカが攻撃を受けても日本にはアメリカ防衛の義務がない。日米安全保障体制の「双務性」を確保するには、日本が集団的自衛権の行使を容認することが最良の方法である。

1 第1次安倍政権

安倍晋三は2006年9月26日、自民党総裁に選出され、組閣、政権を握った。自民党総裁選挙の2か月前の7月、安倍は首相官邸で内閣法制局長の阪田雅彦と面会し、集団的自衛権行使に関して意見を求めていた。阪田長官は安倍の意向を知ってはいたものの「これまでの政府の憲法解釈は戦後60年来の議論の累積である。それが1代の内閣で全て覆されたら、国民の憲法に対する信頼も揺らぎかねない」と述べた¹¹。安倍は憲法体制の重要性を認識し、施政方針演説と国会答弁では憲法と集団的自衛権の整合性を尊重すると強調した。そして、大量破壊兵器やミサイルの拡散、およびテロ活動などの国際情勢の変化を考慮し、日米同盟の実効性を高めるために、これまでの憲法解釈と国会議論を十分に尊重した上で¹²、個別のケースについてどのような場合が憲法で禁止されている集団的自衛権なのかをよく研究するとの考えを示した¹³。

¹⁰ 安倍晋三、岡崎久彦『この国を守る決意』（東京：扶桑社、2004年）、62~63ページ。

¹¹ 西川伸一「安倍首相は集団的自衛権行使に舵を切るのか」『もうひとつの世界へ』第10巻（2007年8月）、8~13ページ。

¹² 第165回国会衆議院会議録第4号「国務大臣の演説に対する鳩山由紀夫君の質疑」（2006年10月2日）、13ページ。

¹³ 第165回国会衆議院会議録第3号「安倍内閣総理大臣の所信についての演説」（2006年9月29日）、3ページ。

安倍首相は2007年5月18日、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）を召集し、座長に外務省条約局長、外務省事務次官、駐米大使を歴任した柳井俊二を指名した¹⁴。安保法制懇は安倍の指示の下、公海上の米艦艇防護、米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃、PKO活動を行う他国が攻撃を受けた場合の護衛、海外での後方支援活動の拡大の4類型について検討を行った。

安保法制懇は2008年6月24日議論を終えて報告書を提出した。同報告書には、激変した国際情勢および我が国の国際的地位を考えるとこれまでの政府見解は既に時代遅れであり、憲法第9条は集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加を禁ずるものではないと読むのが素直な文理解釈であろうと提言されている¹⁵。しかし、報告書が提出された時、安倍晋三は既に前年9月26日に健康上の理由で退陣していた。同報告書は後任の福田康夫首相が受け取ったものの、福田首相は集団的自衛権の行使に消極的且つ慎重な姿勢を見せ、報告書の提言に対して政府内部で継続した議論を行わなかった。その後の麻生内閣、民主党政権においても集団的自衛権の行使を認めるための憲法解釈の変更は行われなかった。

2 第2次安倍政権

安倍晋三は2012年9月26日、再び自民党総裁に就任し、同年12

¹⁴ 座長以外の構成員は、岩間陽子・政策研究大学院大学教授、岡崎久彦・元駐タイ大使、葛西敬之・JR東海会長、北岡伸一・東京大学名誉教授、坂本一哉・大阪大学教授、佐瀬昌盛・防衛大学名誉教授、佐藤謙・世界和平研究所副会長、田中明彦・東京大学教授、中西寛・京都大学教授、西修・駒澤大学名誉教授、西元徹也・元統合幕僚会議議長、村瀬信也・上智大学教授の12名。

¹⁵ 『「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書（2008年6月24日）」首相官邸、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou/houkokusho.pdf>。

月26日、自民党と公明党を率いて衆議院議員総選挙で勝利を収め政権を奪還した。2013年1月31日、国会の施政方針演説で、集団的自衛権の問題について「現段階における政府見解は行使は認められないというものだが、今後安保法制懇の報告書を参酌し、新しい安全保障環境に相応しい対応措置を検討していく」と述べた¹⁶。また参議院予算委員会では「1960年の安保改正からこれまで、……政府の集団的自衛権に関する答弁に変更があるのも事実であり、最終的に政府が決定する見解は、日本の安全、そして地域の平和と安定をより高めていくための変更でなければならない¹⁷」との考えも示した。これら国会答弁の内容には統一見解を変更し、集団的自衛権の行使を可能にしようという安倍首相の意図が十分に表れている。そして、安倍首相は憲法解釈の変更をスムーズに行うべく「安保法制懇」の再開（再召集）、および内閣法制局長官の交代という2つの措置を行った。

まず、「安保法制懇」の再召集について、第2次安倍内閣が発足した翌年の2月8日に再開された。（構成員は2007年と同じ）。会議では安倍首相の意志に基づき、集団的自衛権の行使と憲法の整合性が審査され、集団的自衛権の行使について理論的な根拠が出された。安保法制懇は内閣総理大臣の私的諮問機関であるが、安倍首相は国会答弁の機会を通じて意思決定に正当性を持たせた。2014年1月24日の施政方針演説では、集団的自衛権と集団安全保障の問題に関して、「安保法制懇の報告を踏まえ、対応を検討していく」と述べている¹⁸。つまり、集団的自衛権の行使には、憲法の改正か憲法解釈の変

¹⁶ 第183回国会参議院本会議録第2号「国務大臣の演説に関する件：第二日」（2013年1月31日）、5ページ。

¹⁷ 第183回国会参議院予算委員会会議録第15号（2013年5月8日）、30ページ。

¹⁸ 第186回国会衆議院本会議録第1号「安倍内閣総理大臣の施政方針に関する演説」

更という2つの方法があるが、安倍首相は憲法改正の方法を採らなかった。憲法改正は時間がかかり過ぎる上、どう改正するのかについて政党間や国民のコンセンサスが得られていないため後者を選択した。

次に、内閣法制局長官の交代についてである。内閣法制局長官の主な任務は国会で憲法解釈の統一見解を示すことで、長官の統一見解はかなりの権威を持つ¹⁹。現行憲法上集団的自衛権の行使は許されないというのは、内閣法制局の一貫した見解である²⁰。例えば、元内閣法制局長官の阪田雅裕は憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を認める余地はないと述べている²¹。

第2次安倍内閣発足時の内閣法制局長官は山本庸幸だった。山本長官は歴代の内閣法制局長官と同じく憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に否定的な立場を取っており、記者会見で「現行の憲法第9条ではあらゆる武力行使、あるいはそのための実力の装備、戦力は禁止している」、「集団的自衛権というのは、我が国が攻撃されていないのに、同盟国が攻撃されてそれを一緒に戦おうということ。それが許されるなら、地球の裏側まで行って共に同盟国と戦うということになる」、「集団的自衛権の行使には憲法改正が不可避である」、「憲法解釈の変更による容認は非常に難しい」と発言した²²。

この発言は政界で波紋を呼んだ。安倍首相の腹心である菅義偉官

(2014年1月24日)、5ページ。

¹⁹ 西川伸一『立法の中核：知られざる官庁・内閣法制局』（東京：5月書房、2000年）、27ページ。

²⁰ 阪田雅裕『法の番人：内閣法制局の矜持』（東京：大月書店、2014年）、122~129ページ。

²¹ 「集団的自衛権 認める余地ない」『朝日新聞』、2013年8月9日、13ページ。

²² 「集団的自衛権 憲法解釈変更難しい」『朝日新聞』、2013年8月21日、13ページ。

房長官は、山本長官が公権力を公然と批判したものと受け止め、「公の場で憲法改正の必要性まで言及することは極めて違和感を感じる」と批判した²³。

安倍首相は憲法解釈の変更を円滑に進めるため、また山本長官のスタンスや発言問題もあったことから2013年8月20日、外務省出身の小松一郎を新しい内閣法制局長官に起用し、山本庸幸を最高裁判事に任命した。内閣法制局長官は1952年の発足以来、総務省（旧自治省）、財務省（旧大蔵省）、経済産業省（旧通商省）、法務省の4省出身者によって占められてきた。また、いずれも内閣法制局次長を経てからの就任ということも一貫していた。これまでの慣例を破ったこの人事には安倍首相の強い政治的意志が表れている。小松一郎は外務省条約課長、国際法局長を歴任し国際法に精通している。第1次安倍内閣では「安保法制懇」の議論に関わり、報告書の整理作成に携わるなど憲法解釈の変更に賛成の立場を取っている²⁴。

3 憲法解釈の変更

安保法制懇は7回の会議を経て2014年5月15日、安倍首相に報告書を提出した。その報告書には、集団的自衛権、集団安全保障措置、他国軍の後方支援、武力攻撃に至らない侵害への対応について、憲法解釈の変更を求める提言がなされていた。このうち集団的自衛権に関する見解は2つある。1つは、憲法第9条の規定は我が国が当事国である国際紛争の解決のために武力による威嚇又は武力の行使を行うことを禁止したものと解すべきであり、自衛のための武力の

²³ 「官房長官 違和感がある」『朝日新聞』、2013年8月22日、4ページ。

²⁴ 「法制局長官に小松大使 集団的自衛権の解釈見直し派」『日本経済新聞』、2013年8月2日、3ページ。

行使は禁じられていないと解すべき、というものである。もう1つは、これまでの見解である「自衛のための措置は必要最小限度の範囲にとどまるべき」という解釈に立ったとしても、「必要最小限度」の中に集団的自衛権の行使も含まれると解釈すべき、というものである²⁵。

安倍首相は報告書を受け取った後の記者会見で、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき限定的に集団的自衛権を行使することは許されると考えると、今後の研究の方向性を明言した²⁶。安倍首相が示した基本的方向性に基づき、自民党と公明党は5月20日、「安全保障法制整備に関する与党協議会」（座長＝高村正彦自民党副総裁、座長代理＝北側一雄公明党副代表）の初会合を開催した²⁷。同協議会では安倍政権が提示した15事例について協議を重ねた。そして自衛隊創設60周年にあたる7月1日、自公両党は第11回会合において、憲法解釈の変更を含む安全保障法制整備のための基本方針を了承するに至り、安倍首相に報告書を提出した。これを受け、安倍首相は同基本方針を国家安全保障会議に諮った後、臨時閣議を開き閣議決定した。

閣議決定された基本方針には、武力攻撃に至らない侵害（いわゆ

²⁵ 『『安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会』報告書（2014年5月15日）』首相官邸、22~24ページ、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/dai7/houkoku.pdf>。

²⁶ 「安倍内閣総理大臣記者会見」首相官邸、http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0515kaiken.html。

²⁷ 座長および座長代理のほか、自民党からは江渡聡徳・安全保障法制整備推進本部長、岩屋毅・安全保障法制整備推進本部長代理、今津寛・安全保障調査会長、林芳正・安全保障法制整備推進本部顧問、佐藤正久・国防部長が、公明党からは北側一雄・副代表、上田勇・政務調査会長代理、佐藤茂樹・外交安全保障調査会長、西田実仁・参院幹事長、遠山清彦・外交安全保障調査会事務局長、谷合正明・政調副会長がそれぞれ参加。

るグレーゾーン)への対処、国際社会の平和と安定への一層の貢献、憲法第9条の下で許容される自衛の措置、今後の国内法整備の進め方、という4つの柱が含まれている。このうち、3つ目の憲法第9条の下で許容される自衛の措置は、戦後日本の防衛政策のあり方が変容することになることから、メディアや専門家の感心や議論が最も高まっている部分である²⁸。

閣議決定は政策の推進を決定する基本的方向であるが、閣議決定を確実に実行するためには、関連法案の整備を進め、立法手続きを完成させなければならない。法に基づく行政は民主政治の基本原則である。そこで、安倍政権は2つの措置を取った。1つは与党協議会での議論を継続し、自民公明両党で細部の実行行為に存在する異なる見解を調整すること。もう1つは内閣官房国家安全保障局の下に法案作成チームを立ち上げ、与党協議会での合意内容を修正案に盛り込み関連法案の修正作業を進めることで、関連法案は10数本に及ぶ見通しである²⁹。

自民公明両党は安全保障法制整備の原則や行為について一部合意に達していないものの、2015年4月下旬の統一地方選挙を考慮し³⁰、

²⁸ 「集団的自衛権 閣議決定」『産経新聞』、2014年7月1日号外、1ページ。

²⁹ 関連法案は少なくとも自衛隊法、武力攻撃事態法、国民保護法、特定公共施設利用法、米軍行動円滑化法、外国軍用品海上輸送規制法、捕虜取り扱い法、非人道的行為処罰法、周辺事態法、船舶検査活動法、PKO 協力法、国際緊急援助隊法、海賊対処法、防衛省設置法、国家安全保障会議創設関連法等を含む。「関連法案 十数本を想定」『毎日新聞』、2014年7月2日、1ページ。

³⁰ 公明党の支持母体である「創価学会」は集団的自衛権行使に反対しており、このため公明党は地方統一選挙情勢への影響を避けるため、自民党とのコンセンサスに達していない部分は棚上げにした。2015年の地方統一選挙は二段階に分けて実施され、第一段階は4月12日に都道府県の首長および議員、政令都市の首長および議員が選ばれ、4月26日はその他の市長および市議、東京都特別区長および区議、町村首長および議員等が選ばれた。

合意に達していない部分は一先ず保留にした。そして2015年3月20日に与党協議会を開き、安全保障法制整備の基本的方向性を示した共同文書「安全保障法制整備の具体的な方向性について」をとりまとめ、集団的自衛権行使や米軍を含む他国軍隊への後方支援を含んだ自衛隊の活動範囲拡大に合意した。共同文書には同時に、自衛隊海外派遣に関して、国際法上の正当性、国会関与など民主的統制、自衛隊員の安全確保という3つの方針が公明党の要求により盛り込まれた。両党は統一地方選挙後の4月下旬に関連法案の準備作業を終え、5月中旬に閣議決定、国会に提出し、法案成立を目指している。

四 公明党の役割

上述した憲法解釈変更の決定過程を見ると、安倍首相のイニシアチブが主な促進要因ではあるものの、連立与党である公明党の役割も軽視できない。確かに公明党は平和を結党理念とし、「創価学会」を支持母体としていることから、当初は集団的自衛権の行使には反対で、自民党が挙げたケースは警察権か個別的自衛権で十分に対応できると考えていた。しかし、政治的要因を考慮して強硬な姿勢を取らず、与党協議会の主導権は自民党に握られていた³¹。それでも、公明党は自衛隊の活動範囲拡大には同意しものの、依然として集団的自衛権行使にはブレーキの役割を發揮している。

³¹ 「1972年の政府解釈をベースにまとめた与党協議」Media Watch Japan、<http://mediawatchjapan.com/%E3%80%8C1972%E5%B9%B4%E3%81%AE%E6%94%BF%E5%BA%9C%E8%A7%A3%E9%87%88%E3%80%8D%E3%82%92%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%81%AB%E3%81%BE%E3%81%A8%E3%81%BE%E3%81%A3%E3%81%9F%E4%B8%8E%E5%85%9A%E5%8D%94/>。

1 憲法解釈変更の根拠

安倍首相は憲法改正を選ばず解釈改憲の道を選んだが、憲法解釈を変更するにはその根拠（よりどころとなる解釈）が必要である。自民党は当初1959年の砂川事件における最高裁判所の判決を解釈改憲の根拠にしようと考えた。同判決は「憲法第9条はわが国が主権国として有する固有の自衛権を何ら否定していない」という判断を示しており、安保法制懇の報告書にも「同条（憲法第9条）にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである」と示された³²。

しかし公明党は、同判決が想定したのは個別的自衛権のことであり、これを根拠に集団的自衛権を論じて制約を及ぼすのは難しいと主張した。そして、1972年の政府見解を根拠にすることを主張した。1972年の政府見解とは、1972年10月14日、政府が参議院決算委員会に対し提出した「集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」のことである。同資料には冒頭、政府は従来から一貫して我が国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行行使することは憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場に立っている、と書かれている。しかし、続けて、平和憲法の下で日本政府が自衛権を発動できる要件を3つ挙げている。1つ目は、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得

³² 『『安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会』報告書（2014年5月15日）』、5ページ。首相官邸、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/>。

ない措置であること。2つ目は、その措置が必要最小限度の範囲にとどまること。3つ目は、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないこと、としている³³。

翌年、当時内閣法制局長官だった吉国一郎は国会答弁で、1972年の政府見解資料から「自衛権発動の三要件」を導き出し、それがその後の日本の自衛権発動の前提条件となった。吉国長官は6月21日の衆議院内閣委員会で、社会党の岡田春夫議員の「自衛の措置の限界」に対する質問を受けて、自衛権発動の三要件というのは、我が国に対して急迫不正な侵害があったこと、この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、更に第三にその急迫不正な侵害を排除するために必要最小限度の力の行使にとどまるべきこと、この三つであると答弁した³⁴。

公明党は憲法解釈変更後の集団的自衛権に対する制約に有利なよう、1972年に政府が提出した資料を解釈変更の根拠とすると主張し、自民党の同意を得た。

2 武力の行使の「新三要件」

自民党は公明党の主張を受け入れた後、重点を第三要件に置いた。一般的に「自衛権発動の三要件」において、自衛権の発動は、第一要件と第二要件を満たしてから、初めて第三要件が発生する。しかし安倍首相は重点を第三要件に置いた。つまりたとえ第一要件を満たしていなくとも、「必要最小限度」であれば集団的自衛権の行使が

³³ 鈴木尊紘「憲法第9条と集団的自衛権—国会答弁から集団的自衛権解釈の変遷を見る—」『レファレンス』、2011年11月、第61巻第11巻、39ページ。

³⁴ 第71回国会衆議院内閣委員会議録第32号（1973年6月21日）、17ページ。

可能であるとした。与党協議会では1973年の「自衛権発動の三要件」が参酌され、集団的自衛権の発動要件について「武力の行使の新三要件」で合意に達し、2014年7月1日に閣議決定、共同文書に明記された。

日本政府は日本が限定的な集団的自衛権の行使を必要とする理由の一つを、他国に対する武力攻撃が「我が国の存立を脅かすことも起こり得る」ため、武力行使の範囲を拡大する必要がある、としている。このため「武力の行使の新三要件」を、▽我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、▽これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、▽必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、と定めた。

では何故「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」のか。その判断基準は何か。これについて内閣官房は、現実が発生した事態の個別・具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思・能力・事態の発生場所、その規模・態様・推移などの要素を総合的に考えて、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから、「新三要件」を満たすか否かを客観的、合理的に判断する、としている³⁵。つまり、同基準に合致するか否かは時の政府が判断しなければならない。

³⁵ 『『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』の問一答』内閣官房、<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshouhousei.html>。

3 「限定的」な集団的自衛権

上述した基準の下、安倍政権は2014年7月1日、「集団的自衛権を限定的に」行使できるとする憲法解釈の変更を閣議決定した。では何故「限定的な」集団的自衛権なのか。国際法上の集団的自衛権とどう違うのか。閣議決定後の同月14日、衆議院予算委員会で公明党の北側一雄副代表が閣議決定した集団的自衛権と憲法の整合性に関して質疑を行った際、内閣法制局の横畠裕介長官と安倍首相は次のような答弁を行った。

横畠長官は「今般の閣議決定は、国際法上、集団的自衛権の行使が認められる場合の全てについてその行使を認めるものではなく、『新三要件』のもと、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部限定された場合において、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものである。……自国防衛と重ならない、他国防衛のために武力を行使することができる権利として観念される、いわゆる集団的自衛権の行使を認めるものではない」と述べた³⁶。安倍首相も「今回の閣議決定においても、憲法第九条のもとで許容されるものは、あくまでも国民の命と平和な暮らしを守るため、必要最小限度の自衛の措置としての武力行使のみである。したがって、我が国または我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃の発生がまず大前提である。また、他国を防衛すること自体を目的とするものではない」と強調した³⁷。つまり、日本にとって「専守防衛」からの逸脱とは、他国を防衛するためだけに武力を行使する（国際法の）集団的自衛権を容認するものでは

³⁶ 第186回国会衆議院予算委員会議録第18号（2014年7月14日）、8ページ。

³⁷ 第186回国会衆議院予算委員会議録第18号（2014年7月14日）、10ページ。

ない。いわゆる「限定的」とは、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、同時に日本国民の命と平和な暮らしが脅かされる場合ということである。日本政府が許容する集団的自衛権行使の範囲は国際法上の規範よりも狭い。

4 国会の事前承認の原則

自民党は当初、武力を発動する「新事態」には差し迫った危険があり、「国会の事前承認」を強制されては緊急事態への対処に柔軟性を欠き、わが国の安全および国民の命や財産を損なう恐れがあると主張していた。しかし、与党協議会の後、共同文書には自衛隊の海外における活動の参加に当たって、国際法上の正当性、国会の関与などの民主的統制、自衛隊員の安全確保という3つの方針が明記された。

集団的自衛権に関しては、共同文書の第5項「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」に、集団的自衛権をめぐる武力の行使の新三要件について条文に過不足なく盛り込むと定められた。現行の武力攻撃事態法や自衛隊法（第76条の防衛出動、及び第88条の防衛出動時の武力行使）を改正し、時の政権が「新事態」を認定すれば、集団的自衛権が行使できるようにする。また、時の政府が新事態に対応するために自衛隊に防衛出動を命ずるに際しては、現行自衛隊法の規定と同様、原則国会の事前承認を要するとした³⁸。

5 公明党の影響力

憲法解釈変更の過程において、公明党は何故ブレーキ役を果たせ

³⁸ 「安全保障法制整備の具体的な方向性について」自民党、http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/127420_1.pdf。

るのか。その主な理由は国会での議席数にある。閣議決定を具体化すべく法整備を進めるにあたって今後は国会がその舞台となるが、公明党は法案成立の鍵となる少数議席持っている。

表1は第2次安倍政権における連立与党の国会での議席数である。自民党は2012年と2014年の衆議院議員総選挙で単独過半数を獲得し、法案の単独での衆院通過が可能となった。一方、公明党の議席数は多くはないものの、自民党の議席と合わせると、参議院で否決された法案を再可決できる3分の2を超える。

一方、参議院では、2012年12月26日の第2次安倍政権発足時、与党の議席数が過半数を下回っていたため「ねじれ国会」となった。しかし、翌年の参議院選挙で安倍政権の「ねじれ国会」は解消された。ただ、これは、公明党の20議席と合わせて単独過半数の122議席を確保したもので、自民党単独では115議席と過半数に届かなかった。

表1 自公連立与党の国会での議席

衆議院				
	自民	公民	自公合計	備考
2012年選挙	294	31	325	定数480議席。過半数241議席。
2014年選挙	291	35	326	定数475議席。過半数238議席。
参議院				
2010年選挙	84	19	102	定数242議席。過半数122議席。
2013年選挙	115	20	135	

(出典) 筆者作成

日本の国会は二院制を採用しており、法案は衆議院と参議院の両院で可決されなければ成立しない。自民党は衆議院では多数勢力で

あるが、参議院では過半数に達しておらず、公明党の議席と合わせて法案が成立する2分の1議席を確保している。もし、参議院で公明党の欠席により法案が否決されれば、自民党は衆議院で3分の2以上の議席を単独で確保していないため、法案を成立させることができない。つまり、公明党は議席数は多くはないが、法案成立の鍵となる少数議席を持っており、これが公明党が政策決定過程において影響力を発揮できる理由となっている。

五 おわりに

安倍政権は憲法解釈を見直し集団的自衛権行使の限定的な容認を目指している。この限定的な集団的自衛権は国際法上その行使が認められている集団的自衛権と比べると、前提条件が厳しい。とは言え、安倍政権の決定は自衛隊の活動範囲を広げるものには変わりなく、戦後の日本の防衛政策が転換点を迎えることから、国内外から高い注目を浴びている。

安倍首相は国会答弁で、安保法制懇の報告書を参酌し、新しい安全保障環境に相応しい対応措置を検討していくと述べた。ただ、安保法制懇の研究の方向性は安倍首相が助言したものであり、憲法解釈変更における意思決定の過程は安倍首相のイニシアチブの結果とすることができる。しかしながら、これまでも、憲法解釈の変遷過程を見ると、日本の防衛政策あるいは日米安保体制などの安全保障環境に重大な変化が生じた際は、日本政府の自衛権に対する見解には常に微妙な変化が生じている。安倍政権は発足後、中国、北朝鮮、テロなどの安全保障にとっての不安定要素を常に抱えていることに加え、アメリカが「リバランス」戦略を推進し、同盟国のアメリカに対する依存を見直していることから、憲法解釈に対する政府の統一見解を変更することも理解できる。ただ、憲法解釈の変更は安倍

首相のイニシアチブの結果であるが、意思決定の過程において、安倍首相の積極性とは対照的に公明党がブレーキ役を果たしたことも軽視できない。例えば、公明党は1972年の政府見解を解釈変更の根拠とし、そこから「武力の行使の新三要件」を導き出して「限定的な集団的自衛権」の前提とすることを主張した。

日米安保体制はアジア太平洋地域における安全と平和の維持にとって重要なメカニズムであり、台湾の安全保障にとって重要な実質的意義を持つ。日本の限定的な集団的自衛権の行使容認が日米安保体制の維持に衝撃を与えるか否か。今後注視すべき重点である。

(投稿：2015年2月5日、採用：2015年6月17日)

翻訳：西方亜希子(フリーランス翻訳者)

安倍内閣解禁集體自衛權行使之研究

吳明上

(義守大學大眾傳播學系教授)

【摘要】

安倍政權於 2014 年 7 月 1 日的內閣會議，決定改變以往對憲法的統一見解，容許日本行使限定的集體自衛權。內閣會議決議後，自公兩黨召開執政黨協議會，並於 2015 年 3 月 20 日針對安全保障法制化的基本方向作成共同文件。安倍政權預定五月中旬的內閣會議通過修改的相關法案後，正式提交國會審查。安倍政權改變過去不得行使集體自衛權的政府統一見解，使日本的防衛政策產生重大的變革。

本文研究發現，安倍首相的主導是改變政府統一見解的促成要因，而作為執政聯盟伙伴的公明黨扮演的制約性角色，也不容忽視。公明黨主張以 1972 年的政府見解作為改變統一見解的依據，延伸出「武力行使的三要件」，作為行使「限定的集體自衛權」的前提。而公明黨擁有立法過程的關鍵少數，則是發揮影響力的主要因素。

關鍵字：安倍內閣、公明黨、集體自衛權、內閣法制局、內閣會議

A Study of the Reinterpretation of the Exercise of the Right for Collective Self-defense by the Abe Cabinet

Ming-Shan Wu

Professor, The Department of Mass Communication, I-SHOU University

[Abstract]

At the cabinet council on July 1, 2014, the Abe cabinet approved a reinterpretation of the country's pacifist postwar constitution that would allow Japan to exercise the right of collective self-defense in a limited manner. On the basis of the resolution, the LDP and Komeito held a negotiation meeting, and on March 20, 2015 made a joint document about security-related legislation. It was scheduled for Abe's government to pass the related bills at the cabinet council in mid-May, and then submitted to Congress for review. The reinterpretation on the exercise of collective self-defense by Abe's Cabinet gave rise to the significant change in Japan's defense policy.

The study showed that it was Prime Minister Abe that contributed to the reinterpretation of the constitution, while it could not be ignored that the coalition partner Komeito played a critical role. Based on the interpretation of the constitution in 1972 by the government, Komeito claimed that there were "three new conditions for the exercise of force," which would serve as the premises for the exercise of collective self-defense in a limited manner."

Keywords: The Abe Cabinet, Komeito, right of collective self-defense, the Cabinet Legislation Bureau, cabinet council

〈参考文献〉

- 「1972年の政府解釈をベースにまとまった与党協議」Media Watch Japan、<http://mediawatchjapan.com/%E3%80%8C1972%E5%B9%B4%E3%81%AE%E6%94%BF%E5%BA%9C%E8%A7%A3%E9%87%88%E3%80%8D%E3%82%92%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%81%AB%E3%81%BE%E3%81%A8%E3%81%BE%E3%81%A3%E3%81%9F%E4%B8%8E%E5%85%9A%E5%8D%94/>。
- 『安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会』報告書（2008年6月24日）首相官邸、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou/houkokusho.pdf>。
- 『安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会』報告書（2014年5月15日）首相官邸、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/dai7/houkoku.pdf>。
- 『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』の一問一答 内閣官房、<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshousei.html>。
- 「安全保障法制整備の具体的な方向性について」自民党、http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/127420_1.pdf。
- 「安倍内閣総理大臣記者会見」首相官邸、http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0515kaiken.html。
- 「官房長官 違和感がある」『朝日新聞』、2013年8月22日、4ページ。
- 「関連法案 十数本を想定」『毎日新聞』、2014年7月2日、1ページ。
- 「集団的自衛権 憲法解釈変更難しい」『朝日新聞』、2013年8月21日、13ページ。
- 「集団的自衛権 閣議決定」『産経新聞』、2014年7月1日号外、1ページ。
- 「集団的自衛権 認める余地ない」『朝日新聞』、2013年8月9日、13ページ。
- 「集団的自衛権『歓迎』オバマ大統領表明 公明に焦り 日米首脳会談」『朝日新聞』、2014年4月25日、4ページ。
- 「法制局長官に小松大使 集団的自衛権の解釈見直し派」『日本経済新聞』、2013年8月2日、3ページ。
- 朝雲新聞社『防衛ハンドブック』（東京：朝雲新聞社、1996年）。
- 安倍晋三、岡崎久彦『この国を守る決意』（東京：扶桑社、2004年）。
- 新井章「憲法50年争論史」『別冊世界ハンドブック新ガイドラインって何だ？』（東京：岩波書店、1997年）。
- 岡田直之「再軍備の政治的展開と国民世論の動向（上）」『成城文藝』第41巻（1965年12月）。
- 鈴木尊紘「憲法第9条と集団的自衛権—国会答弁から集団的自衛権解釈の変遷を見る—」『レファレンス』、2011年11月、第61巻第11巻、39ページ。
- 第12回国会衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会議録第4号（1951年10月19日）、11ページ。
- 第71回国会衆議院内閣委員会議録第32号（1973年6月21日）、17ページ。

- 第145回国会衆議院日米防衛協力ための指針に関する委員会議録第5号（1999年4月1日）、14ページ。
- 第165回国会衆議院会議録第3号「安倍内閣総理大臣の所信についての演説」（2006年9月29日）、3ページ。
- 第165回国会衆議院会議録第4号「国務大臣の演説に対する鳩山由紀夫君の質疑」（2006年10月2日）、13ページ。
- 第183回国会参議院本会議録第2号「国務大臣の演説に関する件：第二日」（2013年1月31日）、5ページ。
- 第183回国会参議院予算委員会会議録第15号（2013年5月8日）、30ページ。
- 第186回国会衆議院本会議録第1号「安倍内閣総理大臣の施政方針に関する演説」（2014年1月24日）、5ページ。
- 第186回国会衆議院予算委員会議録第18号（2014年7月14日）、8、10ページ。
- 西川伸一「安倍首相は集団的自衛権行使に舵を切るのか」『もうひとつの世界へ』第10巻（2007年8月）、8~13ページ。
- 西川伸一『立法の中核：知られざる官庁・内閣法制局』（東京：5月書房、2000年）。
- 阪田雅裕『法の番人：内閣法制局の矜持』（東京：大月書店、2014年）。
- 前田哲男『日本の軍隊（下）』（東京：現代書館、1994年）。